

# 産学金官が連携し、貴方の起業・創業を応援します!!

～産業競争力強化法に基づく『創業支援等事業計画』～

## ☆ 創業支援等事業計画ってなに？

日本再興戦略（平成25年6月閣議決定）では、開業率を10%にすることを目標としており、今後は開業率の更なる向上を目指して、平成30年7月に改正産業競争力強化法を施行し、従来より行われてきた創業支援のみならず、創業に対する国民の理解及び関心を深めるため、創業の普及啓発に関する取組を応援することとしています。

市では、関係機関と連携し、創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けました。従来の創業支援事業に加え、創業機運醸成事業を実施し創業への理解と関心が高まることで創業希望者が増加することを目指します。

## ☆ 創業支援等事業計画の概要

ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要な要素に応じて、創業希望者のステージ毎に、下記の支援機関の強みを生かした相談窓口や各種セミナー等を紹介し、起業・創業の促進を図ります。創業支援等事業計画の詳細につきましては下記ホームページをご覧ください。

[https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/O2.nintei\\_aomori.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/O2.nintei_aomori.html)

支援機関名	住所	実施内容	窓口開設時間	問合せ先
AOMORI STARTUP CENTER (あおもりスタートアップセンター) ※旧あおビジ	新町 1-2-18 青森商工会議所会館 1 階	・創業支援の専門家による相談窓口の開設 ・創業セミナーの開催 ・アクセラレータープログラムの開催【青森市】	火～土曜日 10:00～19:00	017-763-0037
青森商工会議所	新町 1-2-18 青森商工会議所会館 6 階	・経営指導員による相談窓口の開設 ・『創業スクール』の開催	平日 9:00～17:00	経営支援課 017-734-1311
青森市浪岡商工会	浪岡大字浪岡字細田 105-1	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	0172-62-2511
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター	新町 2-4-1 県共同ビル 7 階	・創業支援の専門家による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	総合支援課 017-777-4066
青森県よろず支援拠点	新町 2-4-1 県共同ビル 7 階	・創業支援の専門家による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	017-721-3787
㈱日本政策金融公庫青森支店	長島 1-5-1	・創業サポート専任者による相談窓口の開設 ・創業セミナーの開催	平日 9:00～17:00	国民生活事業 017-723-2331
青森県中小企業団体中央会	本町 2 丁目 19-7	・創業支援の専門家による相談窓口の開設	平日 9:00～17:00	連携推進 1 課 017-777-2325
平内町商工会	東津軽郡平内町大字小湊字 小湊 35-3	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	017-755-3254
今別町商工会	東津軽郡今別町大字今別字 今別 45-2	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:15～17:15	0174-35-2014
蓬田村商工会	東津軽郡蓬田村大字郷沢字 浜田 142-36	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	0174-27-2450
外ヶ浜町商工会	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田 159	・経営指導員による相談窓口の開設	平日 8:30～17:15	0174-22-2441
株式会社 青森銀行	橋本 1-9-30	・創業融資等の相談窓口の開設	平日 9:00～15:00	017-734-8511
株式会社 みちのく銀行	勝田 1-3-1	・創業融資等の相談窓口の開設	平日 9:00～15:00	017-774-1252
青い森信用金庫	八戸市大字八日町 18	・創業融資等の相談窓口の開設	平日 9:00～15:00	0178-44-3520

本計画の中で定める『特定創業支援等事業』を受け市が証明書を交付した創業者は、下記の支援が受けられます。

特定創業支援等事業とは、上記表の関係機関が行う1回1時間程度の相談窓口でのアドバイスやセミナーなどを1ヶ月以上にわたり受け、経営・財務・人材育成・販路開拓等の知識が全て身につく事業を指します。

①会社(株式会社、合同会社)を設立する際の登録免許税が軽減※(株式会社の例：資本金の0.7%→0.35%(最低税額 15万円→7.5万円))

※創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合が対象

②創業関連保証枠の利用期間の特例(創業2ヶ月前→事業開始6ヶ月前)

③日本政策金融公庫の新規創業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能

## ◎ 『創業支援等事業計画』に関する問い合わせ先

青森市 経済部 しごと創造課 電話：017-734-2378 E-mail：shigoto-sozo@city.aomori.aomori.jp